

来賓挨拶

知的財産高等裁判所
所長代行

中野 哲弘



塚原所長が来月の8月に定年退官ということで、今回は代わって私、所長代行の中野哲弘が御挨拶を申し上げます。

今日は特技懇の懇親会にお招きを頂きまして、誠にありがとうございました。また、特許庁の皆様には知財高裁の裁判運営に対して日頃から何かと御支援、御理解を賜っております。この席を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

このような席で御挨拶をするときには、最初はユーモアのある小咄をするというのが礼儀だということでございますが、あいにく私にはそのような才はございませんので、最近の訴訟実務、裁判実務をやってまいりました感想を少し申し上げるということで、その責めをふさぎたいと思っております。

私は平成17年の1月から知財高裁に参っております、これまでに関与した判決は数百件以上ございます。それをふまえて、特許庁の実務に対してどんな感想を持っているかということ、申し上げてみたいと思います。

最近の特許庁の審判実務が良くなったと思う点が一つございます。それは、当事者系審判につきまして、審理が非常に速くなったということです。しかも、大体、口頭審理を経た上で審決まで至っていると、これは、以前に比べましても大分改善されたなと思います。私も裁判官を40年近くやっておりますが、当事者の顔を見て、意見を聴いてやってみますと、書面だけではわからないいろんなことが情報として入って参ります。そういう経験もございますので、審判において口頭審理を行うとい

うのは、大変いいことじゃないかなと思っておるわけでございます。また当事者系事件については、いわゆるダブルトラックの問題がございしますが、それも審理が速ければ、民事訴訟と行政訴訟で、結局同じような結論が同じような時期に出てくるということで、問題が大分解消されるのではないかと考えられるわけでございます。

良い点は今の点でございましたが、そうでない点を若干申し上げます。一般的なことをまず申し上げますと、私の個人的な感想ということでお聞きいただきたいと思うのですが、特に無効審判請求事件において、請求人の方がたくさんの引用例をひきまして、進歩性がないという無効事由を主張する、たくさんの無効事由を主張することが多々ございます。そして、無効事由の末尾に、大体、記載要件違反、36条違反ということ、私から見ると若干おまけ的に書かれていることが多いのです。ところが、一部の審判官の方は、お忙しいのだと思いますが、最後の記載要件のところ、飛び付いて、それだけで無効にしてしまうということも、時折あるのかなという気がいたします。事件の処理として、そういう処理をしないではいけない、した方がいい事件もあることは分かっておりますが、若干記載要件に囚われすぎているのではないのでしょうか。記載要件というのは、審査官が審査の時に適法だということで審査しているはずでございます。それを無効審判請求があったということでわざわざ取り上げて、しかも進歩性の判断は全部オミットしてしまうという運用はどうかという気がしないでもないです。もちろんこれは個別事案についてはそれぞれについて考えなくてはいけないということでございます。



それからもう一つ、ほとんどの審決は非常に出来のいい審決で、不注意というのあまりないの多いのですが、ちょっと最近、不注意と思われる審決が見受けられましたので申し上げておきます。例えば拒絶査定不服審判事件において、審査請求期間というのは外国の会社ですと特許法4条で1ヶ月延長されて4ヶ月ということになり、非常に長い期間ではございますけれども、4ヶ月目の日が何日と計算できるわけです。そのときに最後の日が例えば土曜日ですと、行政機関の休日に関する法律2条により月曜日まで可能なのですけれども、月曜日になした不服審判請求は期間を経過しているということで請求不成立にしたという事例が見受けられました。

それからもう一つ申し上げますと、御承知のとおり特許法第29条第2項の進歩性判断につきましては、引用例との関係で問題になるわけですが、引用例というのは当該特許の出願前に刊行されたものであるはずなのですが、出願後に刊行された特許公報を引用例にしているというような、基本的な間違いがある事件がございました。

このように事件の処理をするにつきましては、基本を

ちゃんとしなければいけないというふうには思っております。私ども裁判官も同じでございます、不注意がいかにして起きないようにするかということが大事なわけです。そういうときに、頭で考えて「これはこうだ」というふうに判断いたしますと、間違いを起こす可能性がございますので、私などは、一つ一つ、例えば本願の出願日はいつであるか、あるいは公開公報の公開日がいつであるかということを書面で全部確認しながらしております。このような作業を、頭だけで判断しないで、労を省かずにやるということ、地道にやるということが大事ではないかという感じがいたします。皆様方が審決をされる場合においても、そのような基礎的手順の手を抜かないということを可能であればやっていただけたらと思っております。

今日はちょっと堅い話ばかりして恐縮でございますが、今後の参考にしていただければ幸いです。最後にこれから暑い時期がまいります、特技懇の会員の皆様の益々の御健勝を祈念して、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

